

STATION Ai 交流促進イベント実施委託業務仕様書

1 事業名

STATION Ai 交流促進イベント実施委託業務

2 事業目的

本県が、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018 年 10 月に「Aichi-Startup 戦略」を策定（2026 年 3 月改定）した。その根幹をなす「STATION Ai プロジェクト」に基づき、本県産業の成長を拡大させるエコシステムの形成に取り組んでいる。

こうした中、STATION Ai が世界に冠たるスタートアップ支援拠点となるためには、国内外から広く優れたスタートアップや優秀な人材を愛知に呼び込む必要がある。

そこで、STATION Ai 開業 2 周年という節目に、本県スタートアップ・エコシステムの更なる発展及びプレゼンス向上を図るため、偶発的な出会いを契機とした新たなビジネス機会の創出、STATION Ai への来訪促進及び新たなコミュニティ形成を図り、STATION Ai の魅力を広く発信することを目的とした、本県のスタートアップ・エコシステムの関係者が一堂に会するイベントを開催する。

3 委託期間

契約締結日から 2027 年 1 月 29 日（金）まで

4 委託業務内容

（1）次の内容によりイベントを企画・運営すること。

ア 開催日

2026 年 10 月 30 日（金）

イ 実施場所

STATION Ai

（施設概要）

- ・所在地：名古屋市昭和区鶴舞 1 丁目 2 番 32 号
- ・階数：地上 7 階
- ・延床面積：約 23,600 m²
- ・会場：3 階セントラルラウンジ、階段ラウンジ（各会場着席で 50 名程度）

ウ 参加者

概ね 100 名程度とし、以下の者を想定する。

- ・Aichi-Startup 推進ネットワーク会議会員
- ・Aichi-Startup 戦略に掲げる支援メニューに参画するスタートアップ、事業会社、女性起業

家、学生等

- ・外国公館職員及び県が連携する大学等
- ・STATION Ai パートナー拠点の構成員
- ・その他県が認める者

エ 実施内容

- ・STATION Ai アンバサダーを含めたトークセッション
- ・参加者を対象としたフォトセッション
- ・愛知の地場食品や県産食材を活用した交流会

オ 実施内容

- ・全体企画及び運営計画の作成
- ・会場使用に係る調整
- ・会場設営及び撤去
- ・スタッフの配置及び運営管理
- ・トークセッション登壇者との調整及び運営
- ・フォトセッションの進行管理及び記録撮影
- ・交流会の運営
- ・交流会で提供する地場食品魅力発信コンテンツの企画及び実施
- ・広報及び参加者募集
- ・その他イベント実施に必要な一切の業務

(2) トークセッションの企画及び運営

- ・STATION Ai アンバサダー等によるトークセッションを企画及び運営すること。
- ・トークセッションは、STATION Ai の魅力や価値、本県のスタートアップ・エコシステムの特徴等を発信するとともに、参加者同士の交流及び新たなビジネス機会の創出につながる内容とすること。
- ・登壇者については、STATION Ai アンバサダー 1 名を含む、スタートアップ、事業会社、支援機関その他本事業の目的達成に資する者の中から計 3 名を選定すること。なお、登壇者のうち 1 名は、トークセッション全体の進行及び議論の活性化を担うモデレーターとすること。
- ・登壇者の選定、連絡調整、出演依頼、謝金等の支払手続その他必要な業務を行うこと。
- ・登壇者及び実施内容については県と協議の上決定すること。
- ・セントラルラウンジで実施するトークセッションを階段ラウンジにおいても視聴できるよう、映像及び音声を投影・配信するために必要な機器の手配及び運営を行うこと。

(3) フォトセッションの企画及び運営

- ・参加者を対象としたフォトセッションを企画及び運営すること。

- ・STATION Ai 開業 2 周年の節目にふさわしい演出を提案すること。
- ・フォトセッションの進行管理、参加者誘導及び記録撮影を行うこと。
- ・撮影した写真については、愛知県が広報等で使用できるよう電子データで納品すること。
- ・フォトセッションの実施内容については県と協議の上決定すること。

(4) 交流会の企画及び運営

- ・参加者同士の交流促進及び新たなネットワークの形成を目的とした交流会を企画及び運営すること。
- ・交流会において、愛知県の地場食品や県産食材を活用した飲食を提供すること。
- ・地場食品や県産食材の提供に当たっては、愛知県の食や地域資源の魅力を発信できる内容とすること。
- ・飲食内容については県と協議の上決定すること。
- ・飲食物の調達、搬入、提供、衛生管理及び廃棄物処理を行うこと。
- ・飲食物の提供に必要な許認可等については、受託者の責任において取得するとともに、関係法令を遵守し、必要に応じて保健所等の関係機関と調整を行うこと。
- ・交流会の実施内容については県と協議の上決定すること。

(5) 広報及び参加者募集

- ・イベント参加者の募集及び周知を行うこと。
- ・参加申込受付及び参加者管理を行うこと。
- ・参加者からの問い合わせ対応を行うこと。

5 共通事項

- ・本委託業務の統括責任者を配置し、県との連絡調整窓口を担うこと。
- ・契約締結後速やかに業務実施計画書を提出すること。
- ・月 2 回以上、県に対し事業の進捗状況を報告すること。
- ・イベント運営に必要な体制を整備すること。
- ・安全管理及び危機管理体制を構築すること。

6 成果物

- ・事業実施報告書（A 4） 1 部
- ・上記の電子データ 1 式
- ・その他、県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

7 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本委託業務は、本仕様書及び企画提案書に基づき実施すること。
- (3) 成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (4) 個人情報の保護に万全を期すこと。
- (5) 問題等が発生した場合には直ちに県へ報告し、適切に対応すること。
- (6) 本委託業務の経理を他の経理と明確に区分すること。
- (7) 事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を保存すること。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は県と受託者が協議して定めるものとする。